

# アンスコム選手登録規約

Anscom 登録規約①

## 第1条 【目的】

本規約は、日本を泳ごう委員会が主催または主管するオープンウォータースイムレース(以下総称してスイムレースと呼ぶ)に参加するにあたっての選手登録条件を定めるものとします。

## 第2条 【定義】

1. 「ANSCOM」「アンスコム」*Across Nippon Swims Committee* 日本を泳ごう委員会の略式名称。
2. 「OWS」オープンウォータースイムレースの略語
3. 「選手」アンスコムが主催または主管するスイムレースOWSに参加するために登録を完了した者。

## 第3条 【資格】

1. 日本国内に在住する方で年齢・性別。国籍を問わず、定期的に水泳練習をおこなっている健康な男女。
2. 但し、18歳以下の選手は保護者の同意が必要。
3. 70歳を超える選手は家族又は親族の同意を必要とする場合がある。

## 第4条 【個人選手登録】

1. アンスコムが主催または主管するスイムレースは、アンスコム登録選手のみが参加できることとします。
2. 選手資格を取得した者が、各大会へエントリーすることができます。
3. 登録希望者は、本規約を承認の上で、アンスコムが指定する手続きに従ってアンスコムに選手登録を申し込むものとします。尚、本登録の申込は個人種目に限られます。団体種目のみの出場者の方は、第5条のとおりとします。
4. アンスコムは、前項に従った選手登録申請を受けた場合、必要な手続きを行った上で、当該登録申請を受理するものとします。
5. アンスコムが前項に従って登録申請を受理した場合、アンスコムは当該登録申請者に対し、登録証及び登録番号を発し、これを当該登録申請者に通知するものとします。当該通知の到達により、当該申請者はアンスコムの登録選手となり、本規約を内容とする契約が成立するものとします。
6. アンスコムは、その都度本規約を変更することができるものとします。尚、当該変更された規約は、アンスコムのホームページ上において発表後2週間経過、または通知後2週間経過した時点で、その期間内にアンスコム選手が退会手続きを行わない限り、アンスコム登録選手によって承諾されたものとみなし、その時点をもって有効に変更されるものとします。

## 第5条 【団体種目選手登録】

1. 個人選手登録者は、自動的に団体種目登録選手となり申請は不要です。
2. 団体種目のみに参加の方は、当該登録申請をすることとします。
3. 団体種目のみに参加の方の登録料は無料とします。(各大会エントリー料は別途かかります。)
4. 団体種目選手登録を申請後、個人種目出場希望の場合は、別途登録手続きを申請するものとします。

## 第6条 【登録期間】

1. 選手登録有効期間は当年1月1日から同年12月31日までの1年間とする。2年目以降は2ヶ月前に申し出のない限り自動更新されます。
2. 2年目以降の更新手続きは11月1日～12月末とします。
3. 更新手続きは、指定期間内に登録料の入金をもって完了とします。
4. 指定期間を経過した時点で、年間登録料の支払の確認がとれない場合、選手資格は喪失します。

## 第7条 【個人登録料】

1. 個人選手登録年間1名につき2,000円とします。(但し、早期登録費用は1,500円とします)

## 第8条 【登録料振込先】

1. 三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店 普通口座 4704753 口座名義人:日本を泳ごう委員会
2. オンラインからの申請者は別途指定の支払い方法とします。

## 第9条 【変更届出】

1. アンスコム登録選手は、登録した内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出るものとします。

## 第10条 【退会および選手資格の取消】

1. アンスコム登録選手は、退会手続きをとることにより、いつでも自由に退会できます。但し、年間登録料の払い戻しは一切しないものとします。
2. アンスコム登録選手が以下の各項目に該当する場合、事前に通知することなく、直ちに当該選手の登録資格を取り消すことができるものとします。
  - ① 第11条の禁止事項を行った場合。
  - ② アンスコムへの申告、届出内容に虚偽があった場合。
  - ③ 健康告知書に虚偽があった場合。
  - ④ その他、選手(スポーツマン)として不適切もしくは選手の継続が困難であると判断した場合。

## 第11条 【禁止事項】

選手は、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の登録選手、第三者又はアンスコムの財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害の虞のある行為。
2. 他のアンスコム選手、第三者もしくはアンスコムに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの虞のある行為。
3. 公序良俗に反する行為もしくはその虞のある行為。
4. 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその虞のある行為。
5. アンスコムの承認なく、アンスコムに関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
6. アンスコムの運営を妨げる行為。
7. アンスコムの信用を毀損する行為。
8. その他、法令に違反する、または違反する虞のある行為。
9. その他、アンスコムが不適切と判断する行為。

**第12条 【サービスの提供】**

1. 各大会情報、要項、エントリー用紙を電子メールまたは郵送します。
2. 水泳に関する情報、アンスコムの情報の配信を電子メールまたは郵送します。
3. 選手登録証を発行します。
4. アンスコムの推薦する販売品が選手価格で購入できます。
5. アンスコムは理由の如何を問わず、サービス内容の一部または全部の変更、追加および廃止することができます。但し、アンスコムが適当と判断する方法で、事前にその旨を会員へ通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

**第13条 【サービスの中止】**

1. 退会後または選手資格喪失後の選手に対し、第12条のサービスは廃止します。

**第14条 【登録証】**

1. 原則として、選手登録証の再発行はしなものとします。但し、選手登録証の内容を記載した控を登録住所に限り郵送します。

**第15条 【肖像権】**

1. アンスコムの主催又は主管する大会においてアンスコムが認めた撮影者によって撮影された全ての映像はアンスコムに帰属いたします。よってこれらの大会でさつえいされた映像を各種公式パンフレット等に掲載することをあらかじめ承諾していただきます。ただし、申し出があった場合には双方の話し合いによって削除又は修正することとします。

**第16条 【記録の公開】**

1. アンスコムの主催又は主管する大会においての競技結果はインターネット上にて公開いたします。万一選手本人からの申し出があった場合にのみその選手名の削除及び修正をいたします。

**第17条 【個人情報の管理とプライバシーについて】**

1. アンスコムは選手登録時に選手の個人情報をアンスコムに關係する目的以外で、選手の皆様の事前許可なしに外部へ漏らしたりすることは一切ありません。
2. アンスコムは選手の皆様の個人情報を適切な方法で管理します。アンスコムにおいて個人情報の収集、提供及び利用を行う者は、法令の規定に従い、個人情報保護に関して十分な配慮の元に業務を行います。
3. アンスコムは原則として会員の皆様の個人情報は開示しません。
4. アンスコムは会員の皆様に有益と思われるサービス、またはサービスに関する情報を電子メールや郵送で送付する事があります。
5. 会員の皆様の特定されない統計情報(都道府県、年齢層等)につきましてはアンスコムのサービス向上の為の検討資料として利用する事ができるものとします。

**第18条 【各大会申込(エントリー)について】**

1. アンスコムへの選手登録手続きが完了しなければ、各大会にエントリー出来ないものとします。
2. 別紙大会要項に従い、指定のエントリー手続きをするものとします。

**第19条 【エントリー料金について】**

1. 各大会参加申込みごとにエントリー料がかかります。(エントリー料金は種目によって異なります)
2. 大会要項に従い、オンラインエントリーシステムを通じて行ってエントリーをおこなっていただきます。オンラインでの決済方法は指定された方法でお支払いいただきます。郵送手続きの場合には締切り日を厳守し振り込みまたは現金書留にて、本人名義またはチーム代表者の名義で送金するものとします。

**第20条 【誓約書について】**

1. アンスコムの主催または主管するスイムレースの各大会への参加にあたり、選手登録申込時にアンスコム指定の誓約書の内容を良く理解し自署の上、提出するものとします。
2. 誓約書・申込書の両提出をもちまして、選手登録受付完了とします。

**第21条 【健康に関する告知義務について】**

1. ご自身の健康状態を虚偽なく記入するものとします。
2. 大会当日の健康状態は別途申告するものとします。

**第22条 【オンラインについて】**

1. 選手は各大会のお申込(エントリー)がオンラインで出来ます。
2. 詳細は各大会要項を参照するものとします。
3. アンスコムは、理由の如何を問わず、オンラインシステムの一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。但し、その場合アンスコムホームページ上で事前に告知します。
4. アンスコムはオンラインシステムの保護に対して最大限の努力をします。

**第23条 【付則】**

1. アンスコムに関連して選手の皆様との相互間で問題が生じた場合には、誠意をもって解決するものとします。
2. アンスコムの設備またはサービスに障害または災害が生じ、またはその設備が滅失したことをアンスコムが知ったときは、速やかにその設備を修理・復旧するように努めるものとします。
3. この規約は、平成21年1月1日から実施します。